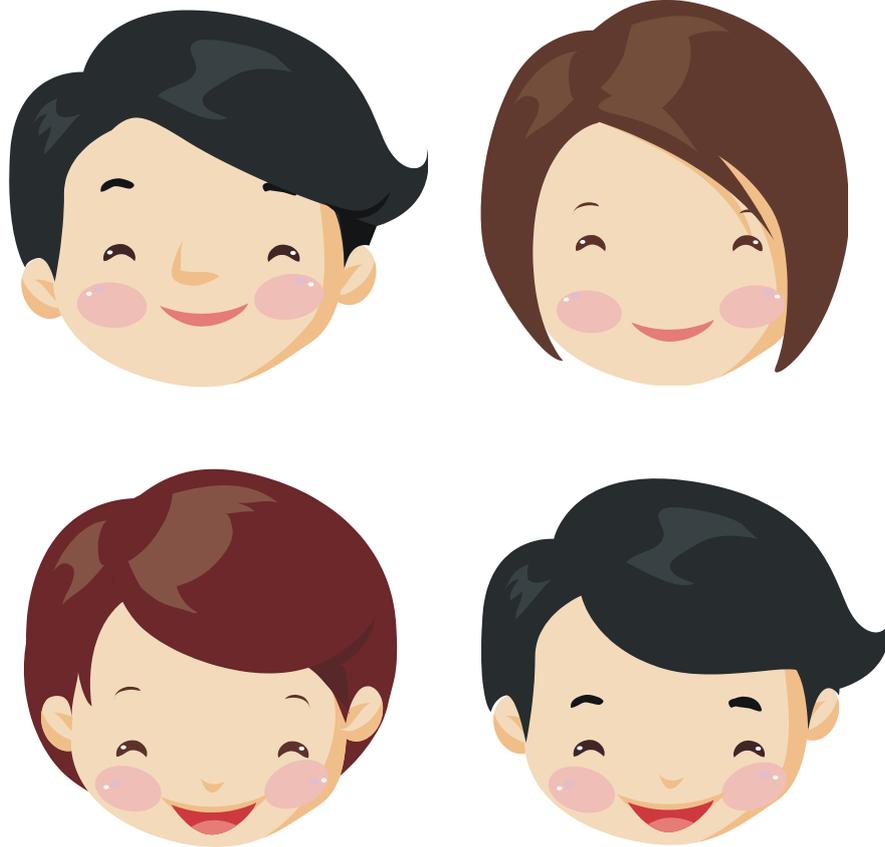




障がいの重い子どもたちと その家族の方への福祉ガイド



札幌市保健福祉局

はじめに

近年、医療的ケアを必要とするなど重い障がいをもちながらも、在宅で生活する子どもたちが増えています。しかし、在宅支援としての医療・保健・福祉に関する制度やサービスは複雑・多岐にわたります。

この福祉ガイドは、重い障がいをもつお子さんを育てるご家族の方のために、主な制度やサービスについて分かりやすく紹介したものです。

多くの方にご活用いただき、子どもたちとご家族の笑顔の暮らしにつながることを願っております。

目次

1 重い障がいとは	P5
2 医療的ケアとは	P6
3 よく利用される障害福祉サービス等	P7
4 児童相談所	P9
5 母子保健訪問指導事業	P9
6 乳幼児健康診査	P9
7 障がい者相談支援事業	P10
8 障がい者手帳	P11
9 治療・療育・訓練など	P12
10 障害福祉サービス等	P13
11 その他の福祉サービス	P15
12 医療費の助成	P16
13 経済支援	P17
14 交通関係	P19
15 教育	P20
16 親の会	P20

この冊子のほかに、「障がいのある方のための福祉ガイド」及び「札幌市障がい者相談支援事業所ガイドブック」もございます。各区役所で配布しておりますので、ご活用ください。

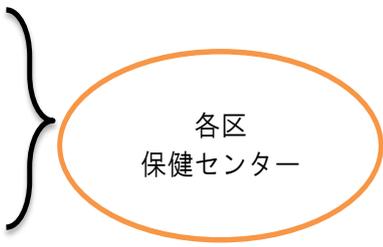
関係機関一覧

■区役所		
名称	所在地	電話
中央区役所	〒060-8612 中央区南3条西11丁目	231-2400
北区役所	〒001-8612 北区北24条西6丁目	757-2400
東区役所	〒065-8612 東区北11条東7丁目	741-2400
白石区役所	〒003-8612 白石区本郷通3丁目北	861-2400
厚別区役所	〒004-8612 厚別区厚別中央1条5丁目	895-2400
豊平区役所	〒062-8612 豊平区平岸6条10丁目	822-2400
清田区役所	〒004-8613 清田区平岡1条1丁目2-1	889-2400
南区役所	〒005-8612 南区真駒内幸町2丁目	582-2400
西区役所	〒063-8612 西区琴似2条7丁目	641-2400
手稲区役所	〒006-8612 手稲区前田1条11丁目	681-2400
■保健センター		
名称	所在地	電話
中央保健センター	〒060-0063 中央区南3条西11丁目	511-7221
北保健センター	〒001-0025 北区北25条西6丁目	757-1181
東保健センター	〒065-0010 東区北10条東7丁目	711-3211
白石保健センター	〒003-0025 白石区本郷通3丁目北	862-1881
厚別保健センター	〒00-8612 厚別区厚別中央1条5丁目	895-1881
豊平保健センター	〒062-8612 豊平区平岸6条10丁目	822-2400
清田保健センター	〒004-8613 清田区平岡1条1丁目2-1	889-2400
南保健センター	〒005-0014 南区真駒内幸町1丁目	581-5211
西保健センター	〒063-0812 西区琴似2条7丁目	621-4241
手稲保健センター	〒006-8612 手稲区前田1条11丁目	681-1211
■その他		
名称	所在地	電話
札幌市児童相談所	〒060-0007 中央区北7条西26丁目	622-8630
札幌市発達医療センター	〒060-0007 中央区北7条西26丁目	622-8640
札幌市身体障害者更生相談所	〒063-0802 西区二十四軒2条6丁目	641-8852
札幌市知的障害者更生相談所 (手をつなぐ相談センターまあち)	〒060-0007 中央区北7条西26丁目	622-8670
札幌市精神保健福祉センター (札幌こころのセンター)	〒060-0042 中央区大通西19丁目WEST19 4階	622-0556
北海道立子ども総合医療・療育センター(コドモックル)	〒006-0041 手稲区金山1条1丁目240-6	691-5696

一生涯にわたる各種支援

	乳児期（0歳～2歳）	幼児期（3歳～5歳）
保健・医療	医療機関（診断、治療、訓練）	
	訪問指導事業（保健師・助産師の訪問、経過観察） …… P 9	
	乳幼児健康診査（4ヶ月健診、10ヶ月健診、1歳半健診、3歳健診） …… P 9	
	乳幼児精神発達相談事業	
福祉	児童相談所（発達相談、養護相談、療育手帳及び手当の判定、入所相談） …… P 9、P 11	
	障がい者相談支援事業（在宅生活における相談支援） …… P 10	
	居宅介護、移動支援（ヘルパーによる在宅支援） …… P 13	
	保育所	
	児童発達支援事業（通所による療育の提供） …… P 12	
	医療型児童発達支援センター（通所による療育の提供、訓練の実施） …… P 12	
	医療型障害児入所施設（入所への支援） …… P 14	
	短期入所事業（医療型障害児入所施設等で短期間のあずかり（日帰り含む）） …… P 13	
	幼稚園	
	幼児教育センター（就学相談） …… P 20	
教育		

一生涯にわたる各種支援

学齢期（6歳～17歳）	成人期（18歳～）
	
	知的障害者更生相談所（療育手帳の判定）… P11
	重度訪問介護（ヘルパーによる在宅支援）… P13
放課後等デイサービス（通所による療育の提供）… P12	生活介護（通所による日常生活支援）… P14
	療養介護（入所者への支援） …… P14
	国民年金（障害基礎年金）… P17 ※20歳以上
特別支援学校	
教育センター（教育相談） …… P20	

重い障がいとは（重症心身障がいについて）

自分でからだを動かすことができない重度の肢体不自由と、年齢に相応した知的発達が見られない重度の知的障がいを併せもった状態をいいます。

移動、排泄、食事などに介助を必要とし、呼吸（頻繁な痰の吸引）、嚥下（誤嚥しやすい）など健康面に配慮を要する子どもたちです。

コミュニケーションも困難ですが、関わりによって少しずつ習得していきます。また、適切な関わりや刺激により、からだの変形を予防・抑制することができ、ゆっくりですが、できることが増えるなどの成長がみられます。

重症心身障がいの原因

◇ 出生前、出生時、新生児期、周生期（出生後）など、出生時期や発達段階によって次のような様々な原因が考えられます。

- (1) 出生前：体内感染症、脳奇形、染色体異常など
- (2) 出生時・新生児期：分娩異常、低酸素、極小未熟児、重症仮死産など
- (3) 周生期：脳炎等の中枢神経感染症、てんかんなどの症候性障がいなど
- (4) 幼児期：脳炎後遺症、溺水事故、窒息事故、交通事故など

※ 重症心身障がい児は年々増加しており、その要因としては、医学・医療の進歩により、超低出生体重児や重症仮死産など、かつては死亡していたケースが救命できるようになったことが考えられています。

超重症・準超重症児とは

◇ 障がいの状態を表す呼び方ではなく、診療報酬制度において、対象者を判断する基準となっています。

◇ 常に、次のような医学的管理下に置かなければ、呼吸をすることも栄養を摂ることも困難な状態にある方をいいます。在宅で生活している方も多数います。

▽呼吸管理

レスピレーター（人工呼吸器）装着、気管内挿管（気管に酸素を送る管を入れる）、気管切開（カニューレ設置）などの呼吸管理が必要。

▽食事機能

中心静脈栄養（口から栄養摂取できない場合に、静脈などから点滴投与）、経管・経口による全介助の栄養補給が必要。

医療的ケアとは

医師の許可、医師や看護師の指導支援のもと、本人や家族などが、治療目的ではなく生活援助を目的として行う行為をいいます。

経管栄養

- 食べる機能が弱いと飲込みの時に誤嚥（気管に食物などが入る）を起こして肺炎を発症する恐れがあります。
- そのため、チューブを使って、胃などに栄養を安全に送ることをいいます。



導尿

- 神経の動きが悪くて、自分でおしっこを出せない場合があります。
- そのため、チューブを使って膀胱（ぼうこう）のおしっこをきれいに吸い出すことをいいます。

吸引

- 唾液の飲込みや、痰（たん）を吐き出す力が弱いと、分泌物が喉にたまって息苦しくなります。
- そのため、機器で吸引して取り除くことをいいます。



酸素療法

- 呼吸機能が弱くて、常に高山に登っているような酸素不足が生じます。
- そのため、酸素ボンベや酸素濃縮装置を使って酸素を補うことをいいます。

よく利用される障害福祉サービス等



最近、介護に疲れているので、少し休息したいのだけど…

冠婚葬祭で家を空けなければならないけど…

そんな時には…

短期入所(ショートステイ)

居宅で介護する人が病気や冠婚葬祭等で介護ができない場合、介護する人の休息のために、一時的に、夜間も含め施設や事業所でお預かりし、入浴、排せつ、食事等の介護及びその他必要な日常生活の支援を行います。

◎市内にある主な短期入所事業所（※この他にも事業所はあります。詳しくは、お住まいの区役所保健福祉課（P2 参照）にお問い合わせください。）

事業所名	所在地	電話番号
医療福祉センター 札幌あゆみの園	札幌市白石区川北 2254-1	011-879-5555
緑ヶ丘療育園 短期入所事業所	札幌市西区山の手3条12丁目 3-12	011-611-9301
楡の会こどもクリニック 短期入所	札幌市厚別区厚別町 下野幌 49	011-898-3934



自宅での介護が大変なので、介護や家事等の援助がほしい…

そんな時には…

居宅介護(ホームヘルプ)

居宅で生活されている方に対し、ホームヘルパーが居宅を訪問して食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理・掃除などの家事援助を行います。

●市内各所にサービス提供事業所があります。詳しくは、お住まいの区役所保健福祉課にお問い合わせください。（P2 参照）



日中、通いながら、療育や訓練を受ける
場所はないですか…

そんな時には…

医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、機能訓練などを行います。

【市内の主な施設】

○札幌市みかほ整肢園

札幌市東区北 17 条東 5 丁目 2-1 電話 011-731-5674

○札幌市ひまわり整肢園

札幌市豊平区平岸 5 条 15 丁目 1-6 電話 011-824-1922

○こもれび園

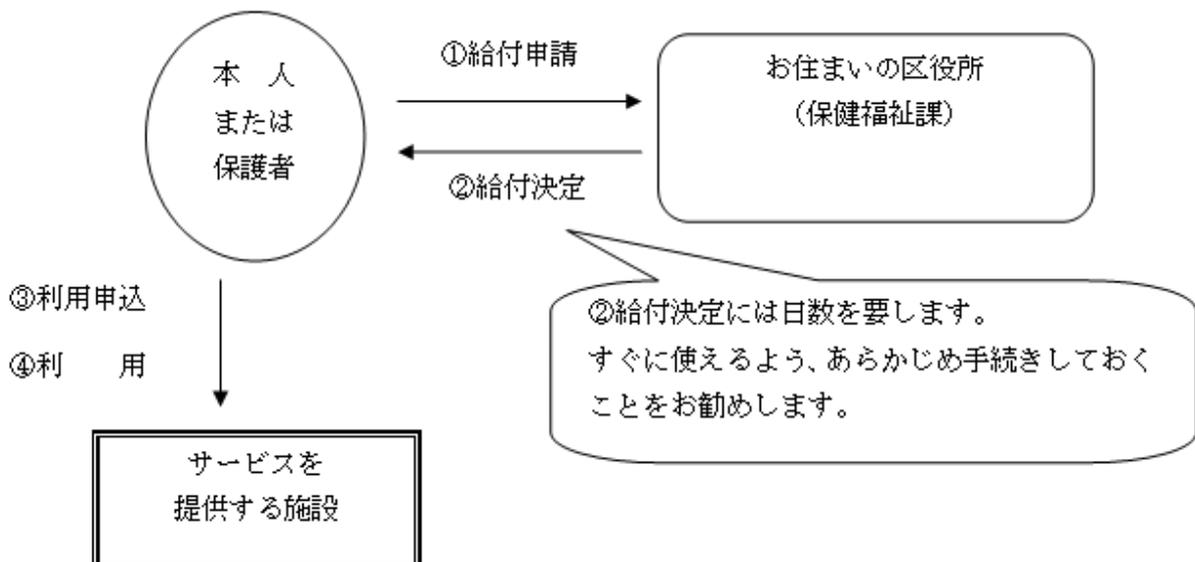
札幌市厚別区厚別町下野幌 49 番地 電話 011-898-3929

生活介護 <18 歳以上が対象>

常時介護等を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等の提供、生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活の支援を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。

- 市内各所にサービス提供事業所があります。詳しくは、お住まいの区役所保健福祉課にお問い合わせください。(P2 参照)

障害福祉サービス等の利用手続の流れ



児童相談所

- ◇ 18歳未満の児童に関する様々な相談に応じるとともに、専門的な立場から判定や助言・指導を行っています。発達全般についての相談・施設入所・諸制度を利用するための相談などをお受けします。

【連絡先】児童相談所 P2 参照

母子保健訪問指導事業

- ◇ 生後4か月までの赤ちゃんがいるすべてのご家庭に、保健センターの保健師・助産師・母子保健訪問指導員が訪問し、育児相談や保健指導等を行います。

【連絡先】各区保健センター P2 参照

乳幼児健康診査

- ◇ 病気や異常の早期発見、発達や発育に合わせた保健指導、育児相談を行っています（日程等は文書で案内）。

- 1 4か月児健康診査
- 2 10か月児健康診査
- 3 1歳6か月児健康診査
- 4 3歳児健康診査

【連絡先】各区保健センター P2 参照



障がい者相談支援事業

◇ 障がいのある方やご家族からの地域生活に関する全般的な相談に応じ、障がい福祉サービスなどの情報提供や利用のための援助、関係機関との連絡調整など、総合的な支援を行います。

【障がい者相談支援事業所一覧 平成 25 年 1 月現在】

※詳細は「札幌市障がい者相談支援事業所ガイドブック」をご参照ください。

事業所の名前	事業所の場所	電話/FAX/メールアドレス
ちいせいかつしえん 地域生活支援センターさっぽろ	〒060-0042 ちゆうおうくおおどおりにし 中央区大通西19丁目WEST19 5階	でんわ 電話 622-1118 FAX 622-1073 メール sien-sapporo@air.ocn.ne.jp
そうだんしつ 相談室ぽぽ	〒064-0808 ちゆうおうくみなみ にし ちようめ 中央区南8条西14丁目1-33-301号	でんわ 電話 522-4112 FAX 562-6600 メール popo@amu.or.jp
そうだんしつ 相談室ぼりりす	〒001-0021 きたくきた じょうにし ちようめ 北区北21条西5丁目1-32-202号	でんわ 電話 757-1871 FAX 757-1872 メール polaris@harunire.or.jp
そうだんしつ 相談室つぼみ	〒001-0034 きたくきた じょうにし ちようめ 北区北34条西3丁目2-11	でんわ 電話 299-7246 FAX 299-7240 メール s-mumin@tanetto.jp
そうだんしつ 相談室セーボネス	〒007-0841 ひがしくきた じょうひがし ちようめ 東区北41条 東15丁目3-18-503号	でんわ 電話 748-3119 FAX 748-3229 メール sebones@bz03.plala.or.jp
せいかつしえん あさかけ生活支援センター	〒065-0033 ひがしくきた じょうひがし ちようめ 東区北33条 東14丁目5-1	でんわ 電話 733-3808 FAX 731-0211 メール asakage@sapporohikari.or.jp
そうだんしつ 相談室あゆみ	〒003-0859 しろいしくわきた ばんち 白石区川北2254番地1	でんわ 電話 879-5522 (内215) FAX879-5511 メール shien@hokushokai.com
コミュニティハウス	〒003-0022 しろいしくなんこうおりに ちようめみなみ 白石区南郷通20丁目 南1-2	でんわ 電話 866-1399 FAX 866-1399 メール community@oak-kai.net
ますとびー	〒004-0051 あつべつ(あつべつちゆうおう じょう ちようめ 厚別区厚別中央1条3丁目1-17-101	でんわ 電話 299-3856 FAX 894-3899 メール mast-bee@workerbee.biz
そうだんしつ 相談室きらら	〒062-0055 とよひらくつきむひがし じょう ちようめ 豊平区月寒東5条17丁目10-20-102	でんわ 電話 854-4400 FAX 854-4321 メール kirara@nire.or.jp
そうだんしつ 相談室みなみ	〒062-0932 とよひらくひらぎし じょう ちようめ 豊平区平岸2条7丁目4-13 4階	でんわ 電話 825-1373 FAX 825-1373 メール minami-3@atlas.plala.or.jp
そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所ノック	〒004-0831 きよたくしんえい じょう ちようめ 清田区真栄1条2丁目1-28 1階	でんわ 電話 378-4244 FAX 378-4254 メール so-dan.knock.ryoikukai@jf6.so-net.ne.jp
そうだんしつ 相談室ほくほく	〒005-0002 みなみくずみかわ じょう ちようめ 南区澄川2条4丁目7-7	でんわ 電話 807-9746 FAX 825-0223 メール hokuhoku@azumasiya.org
ほっと相談センター (平成24年10月開設)	〒005-0802 みなみくわぞえ じょう ちようめ 南区川沿2条2丁目5-37	でんわ 電話 572-2220 FAX 572-2258 メール hot-soudan@energy.ocn.ne.jp
そうだんしつ 相談室すきつぷ	〒063-0062 にしにしちまみなみ ちようめ とうれい 西区西町南18丁目2-1稲嶺ビル 1階	でんわ 電話 676-0101 FAX 676-0734 メール ambi_skip@ambi.jp
そうだんしつ 相談室ぽれぽれ	〒063-0061 にしにしちまきた ちようめ 西区西町北7丁目1-20 カレアハイム 102	でんわ 電話 215-4234 FAX 215-4234 メール pole-pole@rhythm.ocn.ne.jp
ちいせいかつしえん 地域生活支援センター手稲 相談室ていね	〒006-0022 ていねくていねほんちよう じょう ちようめ 手稲区手稲本町2条2丁目4-20-402	でんわ 電話 686-0502 FAX 686-0502 メール soudansitu.teine@msknet.ne.jp
そうだんしつ 相談室こころ ていね (平成25年1月開設)	〒006-0811 ていねくまえだ じょう ちようめ 手稲区前田1条12丁目2-30	でんわ 電話 685-2861 FAX 685-3228 メール kokoro-teine@keijinkai.or.jp

障がい者手帳について

- ◇ 障がい者手帳があることで福祉サービスが利用しやすくなります。
- ◇ 障がい者手帳の種類
 - ・ 身体障害者手帳：身体に障がいがある方
 - ・ 療育手帳：知的障がいのある方(このほか、精神障害者保健福祉手帳があります。)

- ◇ 障がい者手帳の取得の大まかな流れ

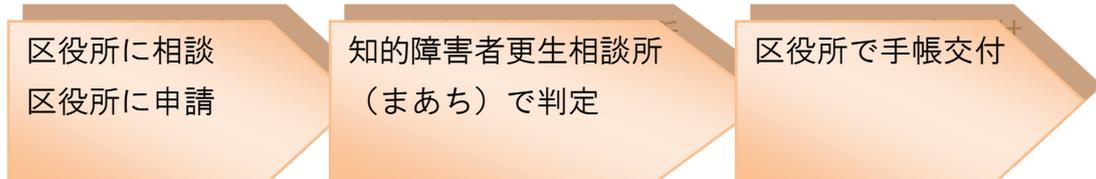
【身体障害者手帳】



【療育手帳（18歳未満）】



【療育手帳（18歳以上）】



【連絡先】 各区役所保健福祉課、児童相談所、知的障害者更生相談所 P2 参照

子ども自身の発達が支援されるだけでなく、療育などについて親の相談などにも対応しており、ライフステージに応じた助言や情報を得ることができます。

- ◇ 札幌市発達医療センターや病院、施設などで、治療や訓練が行われています。
【発達医療センターの連絡先】P2 参照
- ◇ 訪問看護制度では、看護師が自宅を訪れて、健康状態の観察、栄養指導、リハビリテーションなどが行われています。
【連絡先】主治医にご相談ください。
- ◇ 障害児通所支援では、児童福祉法に基づく療育や訓練などが行われています。主なサービスは次のとおりです。
【連絡先 各区役所保健福祉課 P2 参照】

児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応に向けた社会性などの発達を促すための取組を行います。

医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、理学療法等の機能訓練などを行います。

放課後等デイサービス

生活能力の向上のために必要な訓練を行います。放課後や学校の休業日に利用できます。

保育所等訪問支援

専門職員が保育所などを訪問し、集団での生活に必要な訓練やスタッフへの助言などを行います。

障害福祉サービス等（主なもの）

計画相談支援

障害福祉サービス等の利用を申請する方に対し、相談支援事業者がサービスを適切に利用するための計画案を作成します。

※障がい児はH25年4月からの予定

居宅介護（ホームヘルプ）

居宅で生活されている方に対し、ホームヘルパーが居宅を訪問して食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理・掃除などの家事援助を行います。

重度訪問介護 <18歳以上が対象>

居宅で生活されている重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に対し、ホームヘルプサービスと外出時における移動支援などを総合的にを行います。

行動援護

居宅で生活されている行動上の自己判断能力が制限されている方に対し、行動するときの危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

短期入所（ショートステイ）

居宅で介護する人が病気の場合などに、一時的に、夜間も含め施設や事業所で、入浴、排せつ、食事等の介護及びその他必要な日常生活の支援を行います。

移動支援

屋外での移動に著しい制限のある方に対し、社会生活上必要な外出および余暇活動や社会参加のための外出支援を行います。

【このページに記載しているサービスの連絡先】

各区役所保健福祉課 P2 参照

障がい者地域共同作業所

日常生活上の支援などを行います
(活動内容は施設によって異なります)。

【通所による日中活動】

療養介護 <18歳以上が対象>

医療的ケアと常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。(医療機関への入院とあわせて実施)

生活介護 <18歳以上が対象>

常時介護等を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等の提供、生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活の支援を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。

【通所による日中活動】

医療型障害児入所施設

施設に入所のうえ、日常生活の指導及び知識技能の付与及び治療などを行います。

【市内・近郊の主な施設】

- 北海道立子ども総合医療・療育センター（札幌市手稲区金山1条1丁目2-2）
電話 011-691-5696
- 緑ヶ丘療育園（札幌市西区山の手3条12丁目3-12） 電話 011-611-9301
- 医療福祉センター札幌あゆみの園（札幌市白石区川北2254番地1）
電話 011-879-5555
- 大倉山学院（小樽市見晴町20番2号） 電話 0134-62-2510
- みどりの里（小樽市長橋3丁目24番1号） 電話 0134-32-5131

【連絡先】医療型障害児入所施設は児童相談所 P2 参照
それ以外は各区役所保健福祉課 P2 参照

その他の福祉サービス（主なもの）



入浴サービス

家庭での入浴が困難な重度の障がいのある方に、入浴サービスを行います。施設入浴と訪問入浴のどちらかを選択します。

入浴回数：月4回以内



紙おむつの支給

常におむつを使用している、在宅で重度の障がいがある方（原則3歳以上）に紙おむつを支給します。毎月1回自宅に配達します。



補装具・日常生活用具

車いす、特殊寝台、ネブライザー、パルスオキシメーターなど、日常生活上の便宜を図るための用具の購入、修理に必要な費用を支給します。
（対象用具には制限があります）



【上記サービスの連絡先】

各区役所保健福祉課 P2 参照

医療費の助成

重度心身障がい者医療費助成

重度の障がいのある方の医療費を助成します。

【連絡先】 各区役所保健福祉課
P2 参照

自立支援医療

更生医療、育成医療または精神通院医療を受ける際に必要な医療費の一部を支給します。

【連絡先】

- 更生医療、精神通院医療は各区役所保健福祉課 P2 参照
- 育成医療は各保健センター P2 参照

小児慢性特定疾患治療研究事業

特定の慢性疾患にかかっている18歳未満の児童等に対して、医療費の給付を行います。

【連絡先】 各保健センター
P2 参照





各種手当

●特別児童扶養手当

心身に障害のある児童を監護・養育している方に対し、手当を支給する制度です。

●障害児福祉手当

●特別障害者手当

心身に重度の障害のある方に手当を支給する制度です。

・20歳未満の方：障害児福祉手当

・20歳以上の方：特別障害者手当

【連絡先】各区役所保健福祉課 P2 参照



税の減免

所得税や住民税などの減免が受けられる場合があります。

【問い合わせ先】各税務署、
各道税事務所、各市税事務所



国民年金

一定の障がい状態にある20歳以上の方に年金を支給する制度です。

【連絡先】各区役所保険年金課
P2 参照





各種料金の割引・助成

NHK 放送受信料が減免になる場合があります。

【連絡先】

- ・ NHK ふれあいセンター
電話 0570-077-077
- ・ 各区役所保健福祉課 P2 参照



在宅難病患者等酸素濃縮器 使用助成事業

在宅で酸素濃縮器および人工呼吸器を使用している方に、電気料金の一部を助成します。

【連絡先】各保健センター P2 参照



住宅リフォーム資金の融資

障がいのある方の家庭で、その障がいのある方のために、住宅のバリアフリー化等の工事をする場合、必要な資金を融資します。

【連絡先】市役所住宅課

電話 011-211-2807



交通費助成

障がいのある方に対して、市内のバス・地下鉄・市電の乗車料金、タクシー料金または自動車燃料料金を助成しています。

【連絡先】各区役所保健福祉課
P2 参照



各種交通料金割引

- JR・私鉄・地下鉄運賃
- 航空運賃
- 船舶運賃
- バス運賃
- タクシー料金
- 有料道路通行料金

【問い合わせ先】各交通事業者

車いす用リフト付タクシー、 寝台車等の運行

寝たきりの方や車いす使用者の外出のため、タクシー会社等がリフト付タクシーや寝台車等を運行しています。

【問い合わせ先】各事業者



駐車禁止除外標章

公安委員会から「駐車禁止・時間制限区間除外指定車」の標章の交付を受けることができます。

【問い合わせ先】管轄の警察署

教育

- ◇ 子育ての悩みや、家庭や学校における適応上の問題に関する教育相談及び障がいのある幼児児童生徒等の教育相談を行います。

【連絡先】札幌市教育センター 教育相談室 電話 011-671-3210

幼児教育センター 電話 011-671-3454



親の会について

- ◇ 重症心身障がい児（者）やその家族の様々な悩みなどについて、親の会で話し合うことができます。

- ◇ 札幌市内の主な親の会（重症心身障がい）

- ・札幌地区重症心身障害児（者）を守る会

〒004-0849 札幌市清田区清田9条3丁目6-1

ホームページ <http://sapporochikumamorukai.web.fc2.com/>

相談・問い合わせ Eメール hottokokai@yahoo.co.jp

電話・FAX 011-771-8345

- ・札幌肢体不自由児者父母の会

〒060-0008 札幌市中央区北8条西23丁目2-22 イベール823内

でんわ 011-622-5101



メモ



A large, empty rectangular area defined by an orange border, intended for writing notes. The bottom right corner of the border is folded over, revealing a grey underside, suggesting a sticky note or a page that can be turned.

メモ



障がいの重い子どもたちと
その家族の方への福祉ガイド

発行日：平成 25 年 1 月

【企画・制作】 札幌市
札幌市地域自立支援協議会子ども部会
札幌地区重症心身障害児者を守る会

【発行】 札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
電話 011-211-2936 ファクス 011-218-5181
ホームページ
<http://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/guide/fukushiguide2012.html>



さっぽろ市
01-E04-12-1459

24-1-64